

三重県公共事業総合推進本部設置要綱

(設置目的)

第1条 強じんて多様な魅力あふれる「美し国」の実現に向け、災害に強い強靱な県土づくりや安全で快適な地域づくりを進めるには、良好な社会基盤整備を着実に進めることが求められている。

一方、人口減少・高齢化の流れが加速し、建設業界においては担い手の確保や働き方改革の推進、生産性の向上が急務である。

このため、公共事業の的確な推進と建設業界の活性化を目的として、「三重県公共事業総合推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

(対象事業)

第2条 対象とする公共事業は、原則として、三重県が所管するすべての公共事業とする。

(所掌事務)

第3条 推進本部の所掌事務は、以下のとおりとする。

- (1) 担い手の確保等、建設業界の活性化の推進
- (2) 建設DXの推進
- (3) 建設工事及び設計業務等に係る設計積算等の適正な運用・改善
- (4) 建設工事及び設計業務等に係る入札・契約制度の適正な運用・改善
- (5) 建設工事及び設計業務等に係る検査の適正な運用・改善
- (6) その他、公共工事の総合的な推進と調整を図るために必要な事項

2 前項の事務は、次の組織により、処理するものとする。

公共事業運営課
技術管理課
建設業課
工事検査担当

(本部員会議)

第4条 推進本部に本部員会議を設置し構成員は次のとおりとする。

本部長	副知事
副本部長	農林水産部長
	県土整備部理事
本部員	会計管理者兼出納局長
	企業庁長
	教育委員会教育長

なお、本部員会議の事務局は、県土整備部公共事業運営課に置く。

(専門委員会等)

第5条 第3条に規定する事務を円滑に進めるため、推進本部に次の専門委員会等を置く。

- (1) 建設業担い手確保・活性化委員会
- (2) 建設DX・技術管理委員会
- (3) 入札・契約制度検討委員会

2 前項の専門委員会等に係る設置要領は別に定める。

(会議の開催)

第6条 本部長は必要に応じて本部員会議を招集し、その議長となる。本部長が不在の場合は、副本部長が議長を代行する。

2 本部長は、必要に応じて本部員会議に関係職員を出席させることができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、県土整備部公共事業運営課に置く。

2 推進本部の事務局の長は、県土整備部副本部長（公共事業総合政策担当）とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。